

ひとり親の皆さまへ 住宅支援資金のご案内

大分県では、「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親の方を対象に、償還免除付で家賃の支払いを支援する「住宅支援資金」の貸付を行っています。

対象となる方

以下の①と②の両方に該当する方

- ①大分県内にお住まいの児童扶養手当を受給している方
または所得が児童扶養手当支給水準の方
- ②住宅支援資金貸付申請日前1年以内に、「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている方

貸付額等について

貸付額：月額上限70,000円（入居している住宅の家賃実費）

貸付期間：最大12ヶ月

利息：無利子

※住居確保給付金を利用している場合は、家賃の差額となります。

申込について

- ①住宅支援資金貸付申請書
- ②個人情報取扱同意書
- ③住民票（世帯全員の記載があるもの）
- ④母子・父子自立支援プログラム策定の写し
- ⑤児童扶養手当証書の写し（※受給していない場合 戸籍謄本・所得課税証明書が必要）
- ⑥入居住宅の賃貸契約書の写し（1ヶ月の家賃額及び契約者氏名が確認できるもの）
- ⑦住居確保給付金等支給決定通知書の写し（受給している場合のみ）
- ⑧直近3ヶ月分の給与明細・雇用契約書の写し等

返還免除について

下記の①又は②に該当する場合、償還を一括して免除します。

- ①現に就業をしていない方が、貸付から1年以内に就職をし、1年間就労を継続したとき
- ②現に就業している方が、貸付から1年以内に母子・父子自立支援プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就労継続をしたとき

お問い合わせ

○「母子・父子自立支援プログラム」の策定について

大分県母子家庭等就業・自立支援センター

（大分市大津町2-1-41）

TEL：097-552-3313 MAIL：info@oita-boshikafu.jp

○「住宅支援資金貸付」の申請書や手続きについて

社会福祉法人大分県社会福祉協議会

（大分市大津町2-1-41）

TEL：097-515-7771

